

令和7年度第2回さいたま市運賃協議会

日時：令和7年11月25日（火）18時00分

場所：浦和コミュニティセンター 第2集会室

次 第

1 開会

2 議事

- (1) コミュニティバス等の障害者割引運賃について
- (2) 見沼区片柳西地区乗合タクシーの運賃について
- (3) さいたま市運賃協議会設置要綱の改定について

3 閉会

（配付資料）

○次第

○名簿・席次表

○資料(1)-1 さいたま市コミュニティバス等の障害者割引制度について

○資料(1)-2 道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が調っていることの証明書

○資料(2)-1 見沼区片柳西地区乗合タクシーの運賃について

○資料(2)-2 道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が調っていることの証明書

○参考(2) 見沼区片柳西地区乗合タクシーのルート変更について

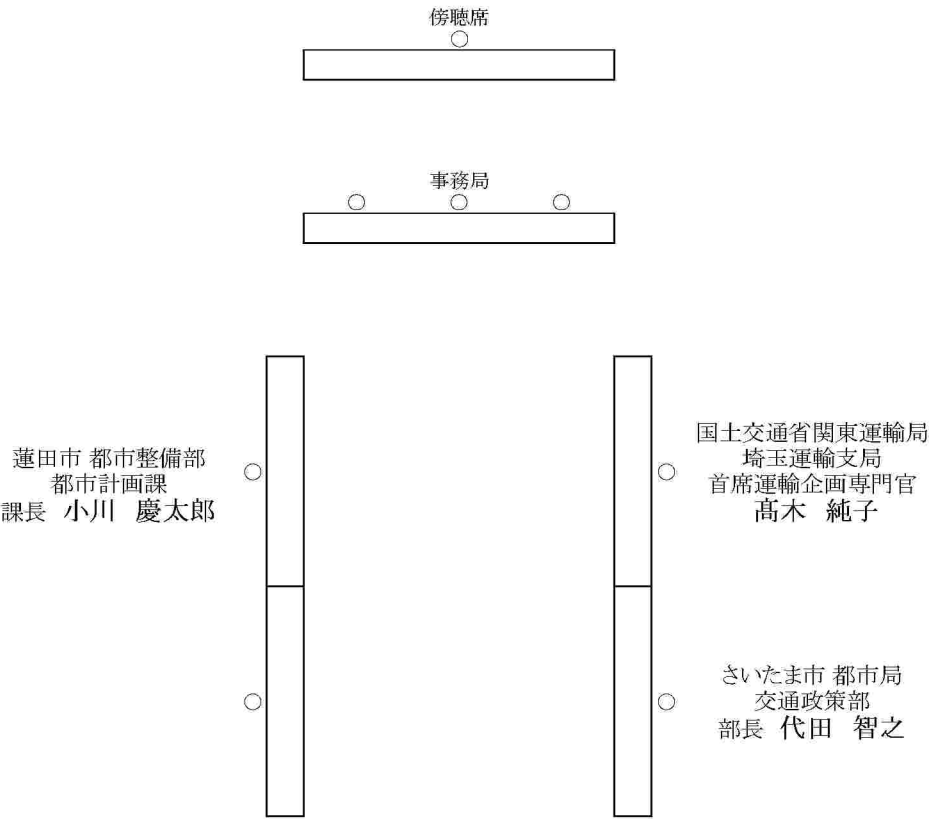
○資料(3)-1 さいたま市運賃協議会設置要綱の改定（案）

さいたま市運賃協議会委員名簿（兼出欠表）

選出区分			氏名	経歴・役職等	出欠		
					議事 (1)	議事 (2)	議事 (3)
第3条 第1号委員	当該路線等を定めようとする運行事業者の代表者		佐藤 孝明	株式会社見沼交通 代表取締役	欠	欠	欠
		議事 (1)(3)	鈴木 健史	国際興業株式会社運輸事業部 担当部長	欠		欠
			山科 和仁	東武バスウエスト株式会社 運輸統括部 部長	欠		欠
			秦野 凌	西武バス株式会社 計画部長兼計画課長	欠		欠
			厚澤 信吉	第三交通株式会社 専務取締役	欠		欠
			組田 孝治	指扇交通株式会社 代表取締役社長	欠		欠
			小原 貴美	株式会社さいたま福祉サービス 代表取締役	欠		欠
			小谷 英嗣	大宮自動車有限会社 専務取締役	欠		欠
			山岸 元気	株式会社平和自動車 専務取締役	欠		欠
			吉田 永舜	株式会社岩槻タクシー 取締役	欠		欠
		議事 (3)	藤田 直樹	朝日自動車株式会社 常務取締役			欠
第3条 第2号委員	関係住民の意見を代表する者		松本 敏雄	さいたま市自治会連合会 副会長	欠	欠	欠
		議事 (1)(3)	大塚 武夫	蓮田市自治連合会 会長	欠		欠
第3条 第3号委員	市職員		代田 智之	都市局 交通政策部 部長	出	出	出
第3条 第4号委員	関東運輸局長又はその指名するもの		高木 純子	国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局 首席運輸企画専門官	出	出	出
第3条 第5号委員	関係行政機関の職員	議事 (1)(3)	小川 慶太郎	蓮田市 都市整備部 都市計画課長	出		出

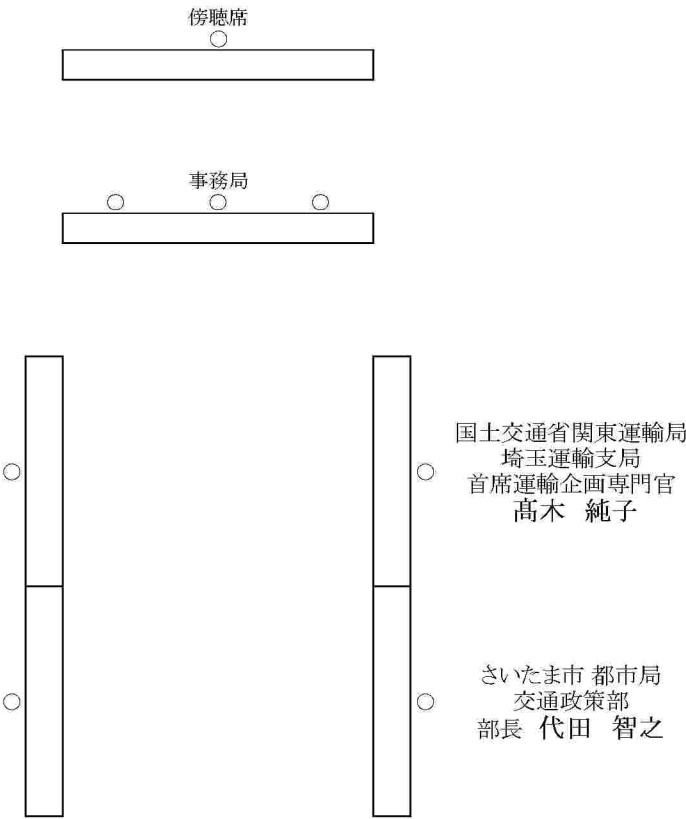
令和7年度第2回さいたま市運賃協議会 議事(1)(3)席次表

- (1)コミュニティバス等の障害者割引運賃について
- (3)さいたま市運賃協議会設置要綱の改定について



令和7年度第2回さいたま市運賃協議会 議事(2)席次表

(2)見沼区片柳西地区乗合タクシーの運賃について



さいたま市コミュニティバス等の 障害者割引制度について

さいたま市都市局
交通政策部交通政策課

令和7年11月25日(火)



1.制度改定の概要及び改定案の検討

• 改定の概要

- 令和7年4月1日にJRグループが精神障害者割引制度を導入したことをきっかけに、さいたま市コミュニティバス等における障害者割引制度の見直しを実施。
- 現在の障害者割引制度では、コミュニティバスと乗合タクシーで内容が異なることに加え、コミュニティバスについては、運行するバス事業者ごとに制度が異なる。
- 今回の改定を行うことで、さいたま市が補助する事業として制度の統一並びに、障害者の移動手段拡大を図る。

• 主な改定内容

- 精神障害者割引の適用条件を精神障害者保健福祉手帳(旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額第1種または第2種の記載のあるもの)をお持ちの本人並びに介護人とする。
- 第1種と第2種の適用条件を同一とする。

- 施行予定日:令和8年4月1日



1.制度改定の概要及び改定案の検討

運賃を定める一般乗合旅客自動車 運送事業者の氏名又は名称	運賃を適用する路線又は営業区間	
国際興業株式会社	桜区コミュニティバス	市民医療センター⇨大久保団地西⇨埼玉大学⇨桜区役所⇨新開交番前⇨田島団地⇨西浦和駅⇨中浦和駅
	見沼区コミュニティバス	(沖郷ルート)大谷県営住宅⇨大和田駅⇨見沼区役所⇨七里駅西⇨片柳コミュニティセンター⇨見沼消防署⇨沖郷会館 (さぎ山ルート)大谷県営住宅⇨大和田駅⇨見沼区役所⇨七里駅西⇨片柳コミュニティセンター⇨さぎ山記念公園(構 内)
	南区コミュニティバス	武蔵浦和駅西口(南区役所)⇨沼影市民プール⇨六辻⇨南浦和駅西口⇨円正寺⇨明花
東武バスウエスト株式会社	北区コミュニティバス	宮原駅東口⇨土呂駅西口⇨北区役所⇨植竹公民館入口⇨大宮中央総合病院⇨鉄道博物館南⇨日進駅⇨宮原駅西口
	岩槻区コミュニティバス	慈恩寺観音⇨東岩槻駅北口⇨岩槻城址公園⇨久伊豆神社前⇨岩槻駅⇨丸山記念総合病院⇨府内一丁目
西武バス株式会社	西区コミュニティバス	市民医療センター⇨加茂川団地入口⇨中野林南⇨二ツ宮⇨プラザ中央⇨指扇病院⇨西区役所⇨西大宮駅
第三交通株式会社	岩槻区和土地地区乗合タクシー	槻寿苑⇨岩槻南病院⇨和土住宅南口⇨スーパービバホーム岩槻店⇨丸山記念総合病院⇨岩槻駅
指扇交通株式会社	西区指扇地区乗合タクシー	(赤ルート)西楽園⇨指扇駅⇨西区役所⇨西大宮駅⇨清河寺温泉 (赤+緑ルート)西楽園⇨西大宮駅⇨清河寺温泉⇨西新井団地⇨清河寺温泉⇨西大宮駅⇨西楽園
株式会社見沼交通	見沼区大砂土東地区乗合タク シー	土呂駅⇨彩の国東大宮メディカルセンター⇨市民の森⇨東大宮五丁目⇨ハレノテラス⇨東大宮駅
	見沼区片柳西地区乗合タク シー	日大前→大和田駅南→見沼区役所→彩の国東大宮メディカルセンター→土呂駅 →彩の国東大宮メディカルセンター→大和田駅南→大宮体育館→日大前
株式会社さいたま福祉サービス	岩槻区並木・加倉地区乗合タ クシー	(1~7便、15~20便)エクレール⇨加倉住宅⇨高橋医院前⇨岩槻駅西口 (8~14便)エクレール⇨加倉住宅⇨加倉坂下⇨高橋医院前⇨ヤオコー岩槻西町店⇨岩槻駅西口⇨丸山記念総合病院
大宮自動車有限会社	北区吉野町地区乗合タクシー	大宮国道事務所南⇨卸売市場⇨吉野公園⇨宮原公民館⇨宮原駅東口⇨北部医療センター
株式会社平和自動車	桜区大久保・中央区西与野地 区乗合タクシー	千貫樋⇨市民医療センター⇨西与野コミュニティホール⇨白鯉電建住宅⇨円阿弥ふれあい公園⇨埼玉精神神経セン ター⇨中央区役所
株式会社岩槻タクシー	岩槻区河合地区乗合タクシー	岩槻駅西口⇨馬込⇨蓮田駅⇨岩槻高齢者講習センター



2.改定案及び現行制度との比較

コミュニティバス

現行

種別	身体・知的障害者				精神障害者	
	第1種		第2種			
対象	本人	介護人	本人	介護人	本人	介護人
割引	半額	半額	半額	※1	半額	半額※2

※1 障害者手帳に「介」、「要介護」の表示があるものは半額。

ただし、国際興業バスは本人が12歳未満(小学生以下)の場合のみ半額。

※2 西武バスにおいては、「第一種」または介護が必要という証明を提示した場合のみ半額。

※ 運賃支払いの前に、写真を貼付した手帳や障害者手帳アプリ「ミライロID」を提示してください。

改定案

種別	身体・知的・精神障害者			
	第1種		第2種	
対象	本人	介護人	本人	介護人
割引	半額			

※ 運賃支払いの前に、写真を貼付した手帳や障害者手帳アプリ「ミライロID」を提示してください。



2.改定案及び現行制度との比較

乗合タクシー

現行

種別	身体・知的障害者				精神障害者	
	第1種		第2種			
対象	本人	介護人	本人	介護人	本人	介護人
割引	半額	半額	半額	※1	半額	半額

※1 障害者手帳に「介」、「要介護」の表示があるものは半額。

※ 運賃支払いの前に、写真を貼付した手帳や障害者手帳アプリ「ミライロID」を提示してください。

改定案

種別	身体・知的・精神障害者			
	第1種		第2種	
対象	本人	介護人	本人	介護人
割引	半額			

※ 運賃支払いの前に、写真を貼付した手帳や障害者手帳アプリ「ミライロID」を提示してください。



3.意見募集結果

コミュニティバス等の障害者割引運賃に関する意見募集結果

募集期間：令和7年11月4日（火曜日）から令和7年11月18日（火曜日）まで
告知方法：さいたま市広報紙、さいたま市・蓮田市ホームページにより告知。
提出方法：交通政策課に直接持参、郵送、FAX、電子メール、
ホームページ内のお問い合わせフォームのいずれかの方法で提出。

意見 番号	御 意 見 の 概 要	御意見に対する市の考え方
—	—	—

■ 集計結果

意 見 提 出 者 数	0
意 見 項 目 数	0

(案)

資料(1)-2

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることの証明書

令和7年11月25日に開催したさいたま市運賃協議会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

運賃割引

(1) 乳児（1歳未満）

無料

(2) 幼児（未就学児）

中学生以上の「大人」、または小学生の「こども」1名につき2名まで無料

(3) 身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方であって、運転者にその手帳に添付されている本人写真を提示された方及びその方の介護のために乗車する介護人

大人・子供運賃の半額

2. 運賃を適用する路線又は営業区間

資料(1)-1 のとおり

3. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

資料(1)-1 のとおり

4. 運賃を定める一般乗合旅客自動車運送事業者の氏名又は名称

資料(1)-1 のとおり

令和7年11月 日

さいたま市運賃協議会

運賃設定の考え方

■運賃及び料金等の検討において留意すべき事項

一般乗合旅客自動車運送事業者に委託して乗合バス（乗合タクシーを含む）の運送を行う場合の運賃及び料金については、他の旅客自動車運送事業者との間に不当競争を引き起こすおそれがないこと、財政負担を踏まえつつ、安全運行に必要な費用を確保できること及び持続的な運行が可能であることにつき、十分に検討する必要がある。

※ コミュニティバスの導入に関するガイドライン（国土交通省）より

○コミュニティバス等のサービス方針

・ 運賃体系

✓乗合タクシーは、定額制を基本とします。〔障害者、子供（小学生）については、大人運賃の半額。〕

※ コミュニティバス等導入ガイドライン（さいたま市）より

■運賃検討の考え方

運賃は、以下の考え方で検討。

(1) 不当競争を引き起こすおそれがないか

路線バスやタクシー等と不当な競争が行なわれないよう、サービス水準に対応した運賃をバス運賃、タクシー料金を考慮。

(2) 運行経費の確保、持続的な運行が可能であるか

安全運行に必要な費用が確保でき、持続的に輸送サービスを提供することを前提とした運賃。

(3) 市民の要望等に対応しているか

他地域との公平性、運賃収受等に手間のかからない、支払いやすい運賃、地元の受け入れやすい運賃（意見募集の結果）。

見沼区片柳西地区乗合タクシーの運賃について

■運賃設定の方向性検討

運賃検討の考え方にに基づき、運賃設定の方向性を整理。

運賃検討の考え方		運賃検討の視点	運賃設定の方向性	
(1) 不当競争を引き起こすおそれがないか	サービス水準（運行時刻や乗降場所等）に対応し、路線バスやタクシー等と競合しない運賃	・サービスは、現況の路線バスサービスと同程度。 ・タクシーに比べると、サービスは限定的（利用時刻、乗降場所、相乗り等）。	・路線バスサービスの初乗運賃は200円であるが、競合回避を考慮。 ・タクシーの初乗運賃は500円。サービスはタクシーより低いことから、500円より安い運賃	(サービスより) 200円超 500円未満
(2) 運行経費の確保、持続的な運行が可能であるか	市負担額を抑制できる運賃	・収支率40%以上となる運賃 ・市負担額がより少ない運賃	・300円：収支率16.5% ・市負担額：8,284千円（R6年度実績）	(収支率より) 300円以上
(3) 市民の要望等に対応しているか	同水準の交通モードを導入している、他地域との公平性	・見沼区大砂土東地区 外6地区 ・岩槻区 並木・加倉地区	・定額制 300円 ・定額制 200円	200円 又は 300円
	分かりやすい運賃、運賃収受等に手間のかからない、支払いやすい運賃	・定額制 ・現金払い ・小銭扱いのない運賃	・100円単位の運賃	
	地元の受け入れやすい運賃	・意見募集の結果 [次ページ]	運賃に対する意見募集をした結果、運賃に対する意見はなかった	300円

■現行運賃

定額制 1乗車 300円

※キャッシュレス決済対応

※子供（小学生）：大人運賃の半額

※障害者：大人・子供の運賃の半額

■運賃（案）

以上より、見沼区片柳西地区乗合タクシーの運賃を現行運賃同様に以下のとおりとしたい。

・ **定額制 1乗車 300円**

※キャッシュレス決済対応

※子供（小学生）：大人運賃の半額

※障害者：大人・子供の運賃の半額

見沼区片柳西地区乗合タクシーの運賃について

見沼区片柳西地区乗合タクシーの運賃に関する意見募集結果

募集期間：令和7年11月4日（火曜日）から令和7年11月18日（火曜日）まで

告知方法：さいたま市広報紙、さいたま市ホームページにより告知。

提出方法：交通政策課に直接持参、郵送、FAX、電子メール、
ホームページ内のお問い合わせフォームのいずれかの方法で提出。

意見 番号	御 意 見 の 概 要	御意見に対する市の考え方
—	—	—

■ 集計結果

意 見 提 出 者 数	0
意 見 項 目 数	0

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることの証明書

令和7年11月25日に開催したさいたま市運賃協議会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

<1> 運賃

(1) 大人（中学生以上）

300円（1回の乗車につき）

(2) 子供（小学生）

150円（1回の乗車につき）

<2> 運賃割引

(1) 乳児（1歳未満）

無料

(2) 幼児（未就学児）

中学生以上の「大人」、または小学生の「こども」1名につき2名まで無料

(3) 身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方であって、運転者にその手帳に添付されている本人写真を提示された方及びその方の介護のために乗車する介護人

大人・子供運賃の半額

2. 運賃を適用する路線又は営業区間

日大前～見沼区役所～彩の国東大宮メディカルセンター～土呂駅
～彩の国東大宮メディカルセンター～大宮体育館～日大前

3. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

令和8年4月1日（予定）～

4. 運賃を定める一般乗合旅客自動車運送事業者の氏名又は名称

株式会社見沼交通

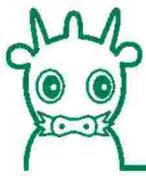
令和7年11月 日
さいたま市運賃協議会



さいたま市運賃協議会設置要綱の改定（案）

さいたま市 都市局
交通政策部 交通政策課

令和7年11月25日（火）

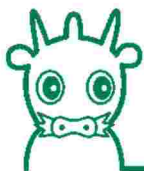


目 次

1. 改定の概要

2. 改定（案）

3. 意見募集結果



1. 改定の概要

主な改定理由

さいたま市運賃協議会設置要綱は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項の規定に基づき、運賃等の協議を行う、**さいたま市運賃協議会を設置するため、所掌事務等を定めたもの**である。

運賃協議会に関しては、令和7年6月30日付けで国交省物流・自動車局旅客課長より各地方運輸局等へ発出された事務連絡「道路運送法第9条第4項に基づく協議会の開催を要しない場合の目安となる考え方について」（右図）において、「関係者の事務手続きの負担が発生しているとの意見があることから、その負担を軽減し、生産性向上を図る観点も考慮する必要がある。」とされている。

本市においても、**関係者の事務手続き軽減を図るため、同事務連絡に則り本設置要綱を改定するものである。**

主な改定内容

- 協議又は調整を行うものとされている事項のうち、**さいたま市運賃協議会の開催を省略することができる場合を明記する。**

施行予定日

- **令和7年12月1日**

事務連絡
令和7年6月30日

各地方運輸局 自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局 運輸部長 殿

物流・自動車局 旅客課長

道路運送法第9条第4項に基づく協議会の
開催を要しない場合の目安となる考え方について

令和5年10月に道路運送法（以下「法」という。）が改正され、道路運送法第9条第4項の規定により、運賃等については地域公共交通会議（道路運送法施行規則第4条第2項）とは別の協議会（以下「運賃協議会」という。）を開催しなければならないこととしたところ。

今般、運賃協議会の開催にあたり、関係者の負担軽減を図り、生産性向上を図る観点から、その開催を要しない場合の目安となる考え方を下記のとおり定めたので、運賃協議会の関係者に周知を図る等により、運賃協議会の開催の合理化に努められたい。

記

1. 開催を要しない場合の目安となる考え方

運賃協議会においては、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議を行うものであるが、地域公共交通会議とは別の協議会であり、会議開催にあたっては関係者の事務手続きの負担が発生しているとの意見があることから、その負担を軽減し、生産性向上を図る観点も考慮する必要がある。

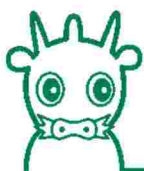
運賃協議会で付議される案件については、必ずしも全ての事案について開催されるべきものではなく、軽微な事案については、運賃協議会の開催は必ずしも要しないと考える。

なお、2. により軽微な事案の例を示すが、これらは運賃協議会にて協議の上判断されるべきものであり、あらかじめ設置要綱等に記載することが望ましい。

2. 軽微な事案の例

- ・均一制運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。）でも、運賃額に変更がない場合。
- ・毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合
- ・工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合
- ・新たな決済手段を追加する場合

以上

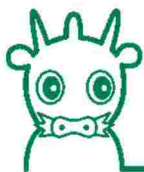


2. 改定（案）

新旧対応表

- 第2条にさいたま市運賃協議会の開催を省略できる場合を明記（赤字箇所）

新	旧	備考欄
（設置） 第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項の規定に基づき、<u>旅客の運賃及び料金（以下「運賃等」という。）</u>の協議を行うため、さいたま市運賃協議会（以下「協議会」という。）を設置する。 （所掌事務） 第2条 協議会は、次に掲げる事務について協議又は調整を行うものとする。 (1) 地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下「路線等」という。）に係る運賃等に関する事項 (2) <u>前項の事項のうち、次の場合は、協議が成立しているものとみなして、協議会の開催を省略することができる。</u> ア <u>均一制運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。）でも、運賃額に変更がない場合</u> イ <u>毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合</u> ウ <u>工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合</u> エ <u>新たな決済手段を追加する場合</u> （組織） 第3条 協議会を組織する委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が指名する。 (1) 当該<u>運賃等</u>を定めようとする運行事業者の代表者 (2) 関係住民の意見を代表する者 (3) 市職員 (4) 関東運輸局長又はその指名するもの (5) 関係行政機関の職員 （略）	（設置） 第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項の規定に基づき、運賃等の協議を行うため、さいたま市運賃協議会（以下「協議会」という。）を設置する。 （所掌事務） 第2条 協議会は、次に掲げる事務について協議又は調整を行うものとする。 (1) 地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下「路線等」という。）に係る運賃等に関する事項 （組織） 第3条 協議会を組織する委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が指名する。 (1) 当該路線等を定めようとする運行事業者の代表者 (2) 関係住民の意見を代表する者 (3) 市職員 (4) 関東運輸局長又はその指名するもの (5) 関係行政機関の職員 （略）	（変更） （新設） （変更） （略）



2. 改定（案）

改定（案）

さいたま市運賃協議会設置要綱

（設置）

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項の規定に基づき、旅客の運賃及び料金（以下「運賃等」という。）の協議を行うため、さいたま市運賃協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事務について協議又は調整を行うものとする。

- (1) 地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下「路線等」という。）に係る運賃等に関する事項
- (2) 前項の事項のうち、次の場合は、協議が成立しているものとみなして、協議会の開催を省略することができる。
 - ア 均一制運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。）でも、運賃額に変更がない場合
 - イ 毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合
 - ウ 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合
 - エ 新たな決済手段を追加する場合

（組織）

第3条 協議会を組織する委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が指名する。

- (1) 当該運賃等を定めようとする運行事業者の代表者
- (2) 関係住民の意見を代表する者
- (3) 市職員
- (4) 関東運輸局長又はその指名するもの
- (5) 関係行政機関の職員

（会長）

第4条 協議会に会長を置き、市職員をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

（会議）

第5条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

（会議の公開）

第6条 協議会は、原則公開するものとする。ただし、会長が認めるとき、又は協議会が公開しない旨を決議したときは、この限りでない。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、都市局において処理する。

（委任）

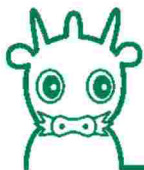
第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年12月1日から施行する。



3. 意見募集結果

さいたま市運賃協議会設置要綱の改定に関する意見募集結果

募集期間：令和7年11月4日（火曜日）から令和7年11月18日（火曜日）まで
告知方法：さいたま市広報紙、さいたま市・蓮田市ホームページにより告知。
提出方法：交通政策課に直接持参、郵送、FAX、電子メール、
ホームページ内のお問い合わせフォームのいずれかの方法で提出。

意見 番号	御 意 見 の 概 要	御意見に対する市の考え方
—	—	—

■ 集計結果

意 見 提 出 者 数	0
意 見 項 目 数	0